

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

6-1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

6-1-1 方法書の公告及び縦覧等

方法書に関する公告、縦覧及び説明会を実施し、住民等より環境の保全の見地からの意見を求めた。公告、縦覧及び説明会の実施概要を表 6-1-1-1 に示す。

表 6-1-1-1 公告、縦覧及び説明会の実施概要

項目	内 容
縦 覧	公告の日 平成 26 年 10 月 28 日(火)
	公告の方法 日刊新聞紙に公告：東奥日報 平成 26 年 10 月 28 日（朝刊） [図 6-1-1-1 参照] ホームページへ掲載：事業者 [図 6-1-1-2 参照]
	縦覧期間 平成 26 年 10 月 29 日(水)から平成 26 年 11 月 28 日(金)まで 縦覧時間は午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
	縦覧場所 自治体庁舎 3箇所、事業者事務所及びインターネットの利用により縦覧を行った。 中泊町：中泊町総務課(青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山 434 番地) つがる市：つがる市企画調整課(青森県つがる市木造若緑 61 番地 1) 五所川原市：五所川原市企画課(青森県五所川原市字岩木町 12 番地) 事業者：くにうみウインド 1 号合同会社 (東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 2 号) ホームページへ掲載：事業者(くにうみアセットマネジメント(株)) [図 6-1-1-3 参照] (http://www.kuniumi-am.co.jp/) 自治体広報誌に掲載：広報なかどまり第 0116 号 2014 年 11 月号 [図 6-1-1-4 参照]
	縦覧者数 中泊町：0 名、つがる市：0 名、五所川原市：0 名 合計：0 名
	意見書の提出期間 平成 26 年 10 月 29 日(水)～平成 26 年 12 月 12 日(金)
	意見書の提出方法 ・各縦覧場所に設置した意見書箱への意見書の投函 ・事業者への郵送による意見書の提出
	意見書提出数 0 通
	公告の方法 日刊新聞紙に公告：東奥日報 平成 26 年 11 月 27 日（朝刊） [図 6-1-1-1 参照] 自治体広報誌に掲載：広報なかどまり第 0116 号 2014 年 11 月号 [図 6-1-1-4 参照] ホームページへ掲載：事業者 [図 6-1-1-2 参照]
	開催日時 平成 26 年 11 月 21 日 (金) 18 : 00 から
説 明 会	開催場所 中泊町中央公民館 (青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森 1 番地 2)
	来場者数 0 名

また、上記の他、青森県が独自に県ホームページへの掲載を行った[図 6-1-1-5 参照]。

日刊新聞紙における公告 [東奥日報紙(朝刊)] 平成 26 年 10 月 28 日(火)掲載

<p>(仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価 方法書の縦覧及び住民説明会について</p>	
<p>環境影響評価法に基づき「(仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおり公告、縦覧及び住民説明会を開催いたします。</p>	
・事業者の名称 くにうみウインド1号合同会社	・代表者 山崎 喜世
・所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	二、第一種事業の名称 (仮称)中里風力発電所
・縦覧場所 中泊町総務課(青森県北津軽郡中泊町大字中里字龜山4番地1)、五所川原市企画調整課(青森県五所川原市字岩木町12番地)、くにうみウインド1号合同会社(東京都千代田区丸の内三丁目4番2号)	三、第一種事業による設置されることとなる発電所の原動力の種類 風力
・縦覧期間 平成26年10月29日～平成26年11月28日(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)	四、第一種事業により設置されることとなる発電所の出力 3万6千キロワット
・縦覧時間 午前9時から午後5時まで	五、第一種事業実施区域 青森県北津軽郡中泊町大字中里地内 他
・インターネットによる公表 事業者ホームページ URL http://www.kuniumi-an.co.jp/	六、方法書の縦覧及び公表の方法並びに期間
七、意見書の提出 「方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置してあるご意見箱にご投函下さるか、または書簡にて郵送によりお寄せ下さい。」	八、意見書の記載事項 ①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名稱、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ②提出の対象である方法書の名称 ③方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により意見の理由を含めて記載願います) ④意見書の提出期限 平成26年12月12日(必着)
八、住民説明会 会場 中泊町中央公民館(青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森1番地2) 日時 平成26年11月21日 午後6時から 公告事項へのお問い合わせ先 くにうみウインド1号合同会社(くにうみアセットマネジメント㈱) 電話 03-6212-8840(土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)	九、公表 くにうみウインド1号合同会社(くにうみアセットマネジメント㈱) 電話 03-6212-8840(土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

図 6-1-1-1 東奥日報紙における掲載内容

ホームページによる掲載〔事業者のホームページ〕

「(仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価 方法書」について

平成26年10月28日
くにうみウインド1号合同会社

この度当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価 方法書」(以下、方法書という。)について、経済産業大臣に届出を行い、合わせて青森県知事へ方法書についての環境の保全の見地からの意見を求めました。

また、10月29日(水)から自治体庁舎等において、方法書の縦覧を行います。更に、11月21日(金)には、住民説明会を実施いたします。

1. 方法書の縦覧

・期間

平成26年10月29日(水)から平成26年11月28日(金)まで(土、日、祝祭日は除きます)。

・場所

中泊町総務課(青森県北津軽郡中泊町大字中里字龜山434番地1)

つがる市企画調整課(青森県つがる市木造若緑61番地1)

五所川原市企画課(青森県五所川原市字岩木町12番地)

くにうみウインド1号合同会社(東京都千代田区丸の内三丁目4番2号)

・時間

午前9時から午後5時まで。

また、方法書及び要約書の電子版を「くにうみアセットマネジメント㈱」ホームページにて、平成26年10月29日から平成26年11月28日まで閲覧することができます。

2. 意見書の提出

住所、氏名、方法書の名称、ご意見を明記し、下記①または②のいずれかの方法でご提出願います。

①縦覧場所に備え付けのご意見箱に投函(平成26年12月12日(金)まで)

②事業者宛に郵送

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 くにうみウインド1号合同会社 宛

(平成26年12月12日(金)必着)

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

3. 住民説明会

・開催日時

平成26年11月21日(金)18時から

・開催場所

中泊町中央公民館(青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森1番地2)

4. お問合せ先

くにうみウインド1号合同会社(くにうみアセットマネジメント㈱)

電話03-6212-8840(土、日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

以上

図 6-1-1-2 事業者のホームページにおける掲載内容(公告関係)

ホームページによる掲載 [事業者のホームページ]

(仮称) 中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価 方法書の構成

表紙・目次 (0.35MB)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、第2章 対象事業の目的及び内容 (4.49MB)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3. 1 自然的状況 (3.97MB)

3. 2 社会的状況 (5.69MB)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (3.72MB)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (0.21MB)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (3.75MB)

第7章 配慮書に対する行政機関の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解 (1.04MB)

第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 (1.66MB)

第9章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (0.16MB)

要約書 (13.55MB)

注) ファイルは全てPDFで、印刷はできません。

総覧期間：平成26年10月29日（水）～平成26年11月28日（金）

図 6-1-1-3 事業者のホームページにおける掲載内容（縦覧関係）

自治体広報誌への掲載 [広報なかどまり第 0116 号 2014 年 11 月号]

広 告

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会のお知らせ

中泊町中里地区周辺において、くにうみウインド 1 号合同会社が計画している「(仮称) 中里風力発電所」について、環境影響評価を行うための調査手法等を記載した「環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会を、下記の通り行いますのでお知らせします。

1. 縦 覧 場 所 : 中泊町役場総務課
2. 縦 覧 期 間 : 平成 26 年 10 月 29 日 (水) ~ 11 月 28 日 (金)
3. 縦 覧 時 間 : 上記期間中の午前 9 時から午後 5 時まで (土、日、祝祭日を除く)
4. 見 書 受 付 期 間 : 平成 26 年 10 月 29 日 (水) ~ 12 月 12 日 (金)
5. 住 民 説 明 会 会 場 : 中泊町中央公民館
6. 住 民 説 明 会 日 時 : 平成 26 年 11 月 21 日 (月) 18 時から

■お問合せ : くにうみウインド 1 号合同会社 (くにうみアセットマネジメント㈱ 電話 03-6212-8840 担当 : 林)

図 6-1-1-4 広報なかどまりにおける掲載内容

青森県による独自の掲載 [青森県のホームページ]

(仮称)中里風力発電所(環境影響評価手続状況)

更新日付:2015年2月12日 環境保全課

事業名	(仮称)中里風力発電所
事業者	くにうみウインド1号合同会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力:36,000kW
事業実施想定区域	青森県北津軽郡中泊町大字中里地内他
関係地域	青森県北津軽郡中泊町、つがる市、五所川原市
配慮書 公告 縦覧 審査会意見 知事意見	平成25年12月18日 平成25年12月19日~平成26年1月20日 平成26年1月24日(内容はこちらです) 平成26年2月14日(内容はこちらです)
方法書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	平成26年10月28日 平成26年10月29日~11月28日 平成26年11月21日 平成26年12月15日(意見なし) 平成26年12月16日(内容はこちらです) 平成27年2月10日(内容はこちらです)
準備書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	
評価書 公告・縦覧	
事後調査等報告書 提出 公告・縦覧	

図 6-1-1-5 青森県のホームページにおける独自の掲載内容

6-1-2 方法書についての住民等の意見及び事業者の見解

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見の提出を受け付けたところ、意見書の提出はなかったため、事業者の見解はない。

6-2 方法書についての都道府県知事等の意見及び事業者の見解

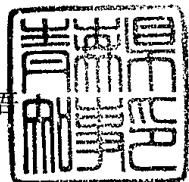
方法書についての青森県知事の意見及び事業者の見解は、表 6-1-2-1(1)～(3)に示すとおりである。



青環保第1177号
平成27年2月10日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

青森県知事 三村 申吾



(仮称) 中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願いします。

(仮称) 中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価方法書に対する知事意見

- 1 本事業では、ヒノキアスナロ群落等の自然植生域において風力発電設備の設置及びこれに伴う土地の造成が複数箇所計画されており、例えば、風力発電設備Jでは設置ヤード面積が17,990m²、さらに谷頭部を埋める高低差50m規模の盛土を施工するなど、地形改変の規模が大きく、動植物に対し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、各植生の改変の程度や工事範囲と自然植生との対応状況等を分かり易い図表を用いるなどにより具体的に示した上で、森林生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 対象事業実施区域には、ヒノキアスナロ群落等の自然植生の他、自然度が高い植物群落が存在しており、重要な自然環境のまとまりの場となっている。そのため、主務省令（平成10年通商産業省令第54号）の参考項目とはされていないが、「工事用資材等の搬出入」及び「建設機械の稼働」による排ガス、騒音、接触事故等の動物への影響や外来種植物の移入等のおそれがあることから、これら工事の実施に伴う動植物への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 伐採跡地の植栽については、周辺地域と調和し、周辺の生態系に影響を与えないような来歴の植物種の選定が望ましいことから、具体的な植栽の計画について検討を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 環境影響評価準備書の作成に当たっては、文献資料調査や専門家からの意見聴取等により、地域特性及び最新の知見を踏まえた上で調査、予測及び評価を行うこと。
特に動物については、当該地域で生息情報のあるホンドオコジョ、カワネズミ、マークオサムシが重要種の一覧に記載されず、コウモリが目までの分類に留まるなど、既存文献資料調査が不十分であることから、国、関係地方自治体及び専門家等に確認するなどにより、十分な文献資料調査を行った上で、地域特性に係る情報を整理し、調査、予測及び評価の手法を必要に応じて見直すこと。
- 5 環境影響評価の手続中に、重要な動植物が確認されるなど新たな事実が生じた場合は、専門家等から意見を聞くなどにより、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小となるよう適切な環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。
- 6 対象事業実施区域に地すべり地形が存在し、風力発電設備の設置に伴い、地すべりによる周辺の自然環境等への影響のおそれがあることから、地形改変及び施設の存在による地形及び地質（重要な地形及び地質以外を含む。）への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

- 7 対象事業実施区域周辺では、地下水を上水道水源として利用しており、また、対象事業実施区域には農業用水として利用される水源水域が存在し、コンクリート杭の打設等により地下水及び表流水の水質又は水量等に影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼働による地下水及び表流水への影響について環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 8 鳥類の夜間調査は、フクロウ類等を対象に実施することとしているが、具体的な調査手法が不明である。夜間には対象事業実施区域及びその周辺ではフクロウ類等の他、ハクチョウ類や小鳥などが渡りを山間部上部でも行っていることから、専門家の意見を聴いた上で、適切な夜間調査の手法を選定すること。
- 9 対象事業実施区域の近くに位置する津軽中里自然観察教育林は、遊歩道が整備され、森林の中を散策する場であり、また、林内にある不動の滝は古くから信仰の場となっている。施設の稼動に伴い、騒音又は景観に係る影響を受けるおそれがあることから、津軽中里自然観察教育林又は不動の滝を施設の稼動における騒音及び眺望景観の予測地点として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- なお、景観に係る調査地域及び予測地域は、風力発電設備の可視領域を踏まえ、より広範囲において設定することを検討すること。
- 10 工事用資材等の搬出入による環境影響については、対象事業実施区域からおおむね2km圏内において調査及び予測を行うこととしているが、予定される陸上輸送経路はより広い範囲に及び、沿線には民家や環境保全上の配慮が必要な施設等が存在していることから、これらの分布を適切に把握した上で、大気質、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査及び予測の地点を追加することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

表 6-1-2-1(1) 青森県知事の意見と事業者の見解

No.	青森県知事の意見	事業者の見解
1	本事業では、ヒノキアスナロ群落等の自然植生域において風力発電設備の設置及びこれに伴う土地の造成が複数箇所計画されており、例えば、風力発電設備Jでは設置ヤード面積が 17,990m ² 、さらに谷頭部を埋める高低差 50m規模の盛土を施工するなど、地形改変の規模が大きく、動植物に対し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、各植生の改変の程度や工事範囲と自然植生との対応状況等を分かり易い図表を用いるなどにより具体的に示した上で、森林生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。	ご指摘のとおり、各植生の改変の程度や工事範囲と自然植生との対応状況等を分かり易い図表を用いるなどにより具体的に示した上で、森林生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載します。
2	対象事業実施区域には、ヒノキアスナロ群落等の自然植生の他、自然度が高い植物群落が存在しており、重要な自然環境のまとまりの場となっている。そのため、主務省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）の参考項目とはされていないが、「工事用資材等の搬出入」及び「建設機械の稼働」による動植物への影響や外来種植物の移入等のおそれがあることから、これら工事の実施に伴う動植物への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。	ご指摘のとおり、「工事用資材等の搬出入」及び「建設機械の稼働」による動植物への影響について、環境影響評価項目として選定し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。
3	伐採跡地の植栽については、周辺地域と調和し、周辺の生態系に影響を与えないような来歴の植物種の選定が望ましいことから、具体的な植栽の計画について検討を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。	ご指摘のとおり、具体的な植栽の計画について検討を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載します。

表 6-1-2-1(2) 青森県知事の意見と事業者の見解

No.	青森県知事の意見	事業者の見解
4	<p>環境影響評価準備書の作成に当たっては、文献資料調査や専門家からの意見聴取等により、地域特性及び最新の知見を踏まえた上で調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>特に動物については、当該地域で生息情報のあるホンドオコジョ、カワネズミ、マークオサムシが重要種の一覧に記載されず、コウモリが目までの分類に留まるなど、既存文献資料調査が不十分であることから、国、関係地方自治体及び専門家等に確認するなどにより、十分な文献資料調査を行った上で、地域特性に係る情報を整理し、調査、予測及び評価の手法を必要に応じて見直すこと。</p>	ご指摘のとおり、文献資料調査や専門家からの意見聴取等により、地域特性及び最新の知見を踏まえた上で調査、予測及び評価を行います。
5	環境影響評価の手続中に、重要な動植物が確認されるなど新たな事実が生じた場合は、専門家等から意見を聞くなどにより、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小となるよう適切な環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。	ご指摘のとおり、環境影響評価の手続中に、重要な動植物が確認されるなど新たな事実が生じた場合は、専門家等から意見を聞くなどにより、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小となるよう適切な環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価準備書に記載します。
6	対象事業実施区域に地すべり地形が存在し、風力発電設備の設置に伴い、地すべりによる周辺の自然環境等への影響のおそれがあることから、地形改変及び施設の存在による地形及び地質（重要な地形及び地質以外を含む。）への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。	ご指摘のとおり、地すべりについて環境影響評価項目として選定し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。
7	対象事業実施区域周辺では、地下水を上水道水源として利用しており、また、対象事業実施区域には農業用水として利用される水源水域が存在し、コンクリート杭の打設等により地下水及び表流水の水質又は水量等に影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼働による地下水及び表流水への影響について環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。	ご指摘のとおり、建設機械の稼働による地下水及び表流水への影響について環境影響評価項目として選定し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。
8	鳥類の夜間調査は、フクロウ類等を対象に実施することとしているが、具体的な調査手法が不明である。夜間には対象事業実施区域及びその周辺ではフクロウ類等の他、ハクチョウ類や小鳥などが渡りを山間部上部でも行っていることから、専門家の意見を聴いた上で、適切な夜間調査の手法を選定すること。	ご指摘のとおり、専門家の意見を聴いた上で、適切な夜間調査の手法を選定します。

表 6-1-2-1(3) 青森県知事の意見と事業者の見解

No.	青森県知事の意見	事業者の見解
9	<p>対象事業実施区域の近くに位置する津軽中里自然観察教育林は、遊歩道が整備され、森林の中を散策する場であり、また、林内にある不動の滝は古くから信仰の場となっている。施設の稼動に伴い、騒音又は景観に係る影響を受けるおそれがあることから、津軽中里自然観察教育林又は不動の滝を施設の稼動における騒音及び眺望景観の予測地点として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。</p> <p>なお、景観に係る調査地域及び予測地域は、風力発電設備の可視領域を踏まえ、より広範囲において設定することを検討すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、津軽中里自然観察教育林を施設の稼働における騒音及び眺望景観の予測地点として選定し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。また、景観に係る調査地域及び予測地域は、風力発電施設の可視領域を踏まえ、より広範囲において設定します。</p> <p>なお、不動の滝は、現在土砂崩れのため立ち入り禁止となっており、予測地点として選定しません。</p>
10	<p>工事用資材等の搬出入による環境影響については、対象事業実施区域からおおむね2km圏内において調査及び予測を行うこととしているが、予定される陸上輸送経路はより広い範囲に及び、沿線には民家や環境保全上の配慮が必要な施設等が存在していることから、これらの分布を適切に把握した上で、大気質、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査及び予測の地点を追加することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、民家や環境保全上の配慮が必要な施設等の分布を適切に把握した上で、大気質、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査及び予測の地点を追加することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。</p>